

仕様書

1 業務名称

「みんなでクリーン！ゆめちゅうおう」事業にかかる中央区橋梁上清掃作業実施に伴う物品搬送業務

2 目的

まちをきれいにすることを通して、歴史・文化・にぎわいなど中央区の魅力を発信するために、放置自転車や違反広告物、たばこのポイ捨て、不法投棄など、まちの美観を損ねる課題に、区民や地元商店会、企業、NPOが実施主体となり、中央区役所と協働して啓発活動「みんなでクリーン！ゆめちゅうおう（環境浄化強化月間）」に取り組んでいる。

その一環として、「橋洗いブラッシュアップ大作戦」と称し橋洗いを実施しており、実施場所までの物品搬送業務が必要となる。

3 物品搬送回数

該当期間内に、「4（4）配車場所」から「5（4）配車場所」への搬送、「5（4）配車場所」から「4（4）配車場所」への搬送の計2回とする。

4 物品搬入について

（1）物品搬入実施日時

令和8年5月30日（土） 午前7時30分～午前8時30分（予定）まで

（2）作業内容

物品搬送を行う車両にあらかじめ用意した搬入物品を積み込み、「5（4）配車場所」まで搬送する。なお、積込開始時間、搬入場所は発注者が指定する。また、想定する搬入物品は「別紙1」とするが、発注者の都合により車両に積載できる範囲で変更となる場合がある。

（3）配車車種・台数

リフト付きトラック 1台

※「別紙1」の物品が積載可能な車種とする。

（4）配車場所

中央区役所（住所：大阪府中央区久太郎町1-2-27）南側駐車スペース（別紙2）とする。

5 物品撤収について

（1）物品撤収実施日時

令和8年5月30日（土） 午前9時30分～午前11時（予定）まで

撤収開始時間は予定であり、作業当日に担当職員と調整すること。

（2）作業内容

物品搬送を行う車両にあらかじめ用意した撤収物品を積み込み、中央区役所南側駐車スペース（別紙2）まで搬送する。また、想定する撤収物品は「別紙1」とするが、本市の都合により車両に積載できる範囲で変更となる場合がある。

（3）配車車種・台数

リフト付きトラック 1台

※「別紙1」の物品が積載可能な車種とする。

（4）配車場所

大阪府中央区宗右衛門町7番 戎橋

6 事故

物品の取り扱いについては、十分注意すること。また、搬送中に物品が落下しないよう工夫すること。万が一、事故等が生じた場合は発注者の故意または過失が立証されない限り、受注者がその責を負うものとする。

7 留意事項

- (1) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる費用は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 事業の進捗状況については、発注者の要請に基づき、随時報告すること。
- (3) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

8 費用の支払い

業務完了報告書の提出確認後、受注者の請求に基づき、一括して支払う。

9 その他

- (1) 業務を行うにあたり、通行禁止道路通行許可申請等の届出が必要となるため、車検証の写しを発注者が指定する期日までに提出すること。
- (2) 発注者と各作業について、事前打合せを実施すること。
- (3) ルートの下見及び作業当日の道路等の規制を確認すること。
- (4) 当日の天候等により、中止または変更となる場合は、発注者と調整のうえ決定すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議を行い決定すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合については、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者から指示等があれば遵守すること。
- (7) 物品搬入後のトラックの待機場所については特段設けないため、「5 (1) 物品撤収実施日時」に記載する時刻に、「5 (4) 配車場所」へトラックを配車し、撤収作業を行うこと。
- (8) 当業務は物品搬送のみであり、橋梁上の清掃作業は業務に含まない。

10 担当

大阪市中央区久太郎町 1-2-27

大阪市中央区役所魅力推進課（魅力推進）

電話 06-6267-9831 担当：田島・伊覇・松井